

# 離婚届 に伴う諸手続き



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。内子町

項目	手続き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 住民票 (住所や世帯を変更する方)	*離婚届により住民票に変更後の氏や本籍の記載がされます。 *離婚届を住所地以外の市区町村に提出した場合は、住民票に反映されるまでに1週間程度かかります。 *住所や世帯に変更がある場合は、離婚届とは別に住民異動届が必要です。	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録をしている方 (氏が変わる方)	*離婚前の姓で印鑑登録していた方は自動的に廃止になります。 *登録には新たに申請が必要です。	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカードをお持ちの方 (氏が変わる方)	*カードに新氏名を記載しますので、【マイナンバーカード】をお持ちください。 *カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。	住民課 戸籍・住民異動係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/> 電子証明書をお持ちの方 (氏が変わる方)	*利用者証明用電子証明書は、引き続き利用できます。 *署名用電子証明書は失効しますので、必要な方は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。申請には【英数字6~16桁の暗証番号】が必要です。	
<input type="checkbox"/> 戸籍に関する相談	*お子さんの戸籍や氏について(離婚により別戸籍になった親の戸籍に入れたい、養子縁をしたい等)は、係にご相談ください。	
<input type="checkbox"/> 内子町国民健康保険に加入している方 (氏が変わる方)	*新氏名の資格情報のお知らせ(マイナ保険証をお持ちの方)または資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)を交付します。 *旧氏名の【資格確認書または資格情報のお知らせ】をお持ちの方はお返しください。 *各種認定証をお持ちの方は、新氏名の認定証を交付しますので、【各種認定証】をお持ちください。 *配偶者の健康保険の扶養から外れる場合は、内子町国民健康保険の加入手続きが必要ですので、配偶者の勤務先での手続きが完了してから【健康保険資格喪失連絡票等】をお持ちください。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152  (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険に加入している方 (氏が変わる方)	*新氏名の資格確認書は、後日郵送します。 *旧氏名の【資格確認書】は、お返しください。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152

項目	手続き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証をお持ちの方（氏が変わる方）	*新氏名の被保険者証は、後日郵送します。 *旧氏名の被保険者証は、新しい被保険者証が届いてからお返しください。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している方	*手続きは不要です。 *納付書はそのままお使いください。 *口座振替を利用している方で、口座を変更する場合は、指定する金融機関へ国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を提出してください。 *配偶者の健康保険の扶養から外れる場合（国民年金第3号被保険者→第1号被保険者）は、変更届が必要ですので【健康保険資格喪失連絡票・基礎年金番号のわかるもの】をお持ちください。 *厚生年金の離婚分割制度についての相談は年金事務所にお問い合わせください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152  松山西年金事務所 国民年金課 ☎089-925-5175 お客様相談室 ☎089-925-5110
<input type="checkbox"/> 国民年金を受給している方（氏が変わる方）	*年金の受取金融機関にて氏名変更手続きをしてください。氏名(フリガナ)が相違していると受け取りができなくなります。	
<input type="checkbox"/> 水道・下水道を使用している方	*名義変更する場合は、名義変更届をしてください。 *アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
<input type="checkbox"/> 町営住宅にお住まいの方	*名義人が退去する場合は、退去届を出してください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
<input type="checkbox"/> 税金・料金などの振替口座を変更する方	*振替口座を変更する場合は、指定する金融機関へ、内子町町税等口座振替依頼書を提出してください。	各 課
<input type="checkbox"/> 犬を飼っている方	*犬の飼い主に変更があった場合は、登録事項変更届をしてください。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方（氏が変わる方）	*【各手帳】をお持ちになり、氏名変更届をしてください。 *重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方は、新氏名の受給者証を交付しますので、【受給者証】をお持ちください。 *特別児童扶養手当の受給者が変更になる場合は、変更手続きをしてください。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/> 小・中学校に子どもが通学している方	*保護者の変更がある場合は、学校へ連絡してください。 *経済的な事情ある方は就学援助について、学校に相談してください。 *校区外通学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124

項目	手続き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証をお持ちの方 (氏が変わる方)	*受給者の氏が変更となる場合は、新氏名の受給者証を交付しますので、全員の【受給者証】をお持ちください。 *健康保険が変更になる方は、変更手続きが完了してから、子ども全員の【保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちになり手続きしてください。	
<input type="checkbox"/> 児童手当を受給している方 (公務員を除く) (受給者が変わる方)	*受給者の変更手続きをしてください。 【請求者名義の口座情報が確認できるもの・請求者の保険情報が確認できるもの①～③のいずれかまたは年金加入証明書(厚生年金加入者)・請求者のマイナンバーが確認できるもの】 *請求者とお子さんの住所が異なる場合等は追加書類が必要となりますので、係へお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費助成	*20歳未満の子を養育しているひとり親家庭等で、一定の要件に該当する場合に医療費の自己負担分を助成します。 *助成要件に該当する方は、受給者証を交付しますので【親と子の保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	*18歳以下の子を養育しているひとり親家庭等で、一定の要件に該当する場合に支給します。 *支給要件に該当する方は【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の口座情報が確認できるもの】をお持ちください。	
<input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園等に子どもが通園している方、または入園申込をしている子どもがいる方	*保護者に変更がある場合は、【離婚日のわかる戸籍謄本】をお持ちください。	

2026.1

## 保険情報が確認できるもの：

- ① 医療保険者から交付された「資格情報のおしらせ」(またはその写し)
- ② 医療保険者から交付された「資格確認書」(またはその写し)
- ③ マイナポータル内に表示された「医療保険の資格情報」画面の写し (またはマイナンバーカード)
  - ※マイナンバーカードを除く上記書類には、氏名、生年月日、記号、番号、枝番、資格取得日、被保険者氏名又は世帯主氏名、保険者番号、保険者名が記載されていることをご確認ください。
  - ※マイナンバーカードの場合は、カードに設定した数字4桁のパスワードが必要です。

## 口座情報が確認できるもの：

「預金通帳」または「キャッシュカード」(またはその写し)

## マイナンバーが確認できるもの：

「マイナンバーカード」または「通知カード」